



児童虐待の現状と 課題について考える

～Ⅱ. 児童虐待増加の社会的背景～

和歌山信愛大学 わかやま子ども学総合研究センター長

桑原 義登

桑原 義登（くわはら よしと）：和歌山県有田市在住

1970年～2002年：和歌山県職員、2002年～2015年：和歌山信愛女子短期大学助教授、相愛大学教授・同名誉教授を経て、2019年4月から和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授。

和歌山県臨床心理士会会長、日本臨床心理士会代議員、日本心理臨床学会代議員、日本子どもの虐待防止学会代議員、和歌山県教育委員会委員等を歴任。和歌山県社会福祉審議会委員等、NPO法人和歌山子どもの虐待防止協会会長、NPO法人子どもセンターるーも副理事長等。

研究業績：「被虐待児童の児童養護施設等での処遇改善に関する調査研究」（2012-2014文部科学省科学研究費助成）等

はじめに

前号が発刊される間に和歌山県における令和元年度児童虐待相談対応件数が1,691件（前年度1,328件）で、毎年ではあります。過去最高になったという報告がありました。新型コロナウイルス感染症予防のために在宅機会が多くなり、ストレスの増大が児童虐待の増加に影響しているのではないかと推測もあります。前号で述べたように統計を取り始めた平成二年度の和歌山県児童虐待相談対応件数は18件でしたから、信じられない増加であります。児童数は当時に比べて半減していると思いますので、全児童数に対する被虐待児童数の割合は非常に高くなっていることになりました。児童虐待はその家庭の問題であるとともに、これだけ急増する背景には家庭に影響を与えている社

会情勢の変化によるところも大きいと考えます。

そこで、児童虐待が増加する原因となっている子どもを取り巻く社会的背景について、考えてみたいと思います。その背景には児童虐待に対する社会認識の向上による通告の増加と、子育て環境の問題から生じる虐待の増加という二つの側面があると考えます。

1. 児童虐待に対する認識の高まりと法整備

平成十二年に児童虐待防止等に関する法律（以下児童虐待防止法という）が施行されています。その数年前からマスコミが児童虐待の報道を多く取り上げるとともに関連学会が積極的な行政への働きかけなどの取り組みを始め、平成十年ごろから児童虐待相談対応件数が急増してきています。

児童虐待の件数が増加していることには間違いはありませんが、社会の児童虐待に対する認識の変化も児童虐待相談対応件数を押し上げている大きな背景であると考えます。

統計を取り始めた当初の虐待種別は身体的虐待が圧倒的に多く、虐待と言えば身体的虐待であるという認識が強かったと思います。その後、ネグレクトや心理的虐待の通告割合が増加するとともに児童虐待相談対応件数が急増しています。虐待に対する認識が広がって身体的虐待以外の虐待にも関心が高まってきたからであると考えます。

人権意識の向上により、虐待に対する国民の認識が高まるとともに児童虐待防止法等の整備が進み、関係機関での相談や受け入れ体制も整っていく中で通告がより

一層多くなってきたかと思えます。児童虐待防止法ができる以前にも現在の認識による虐待は相当数あったと思われますが、虐待という認識に至っていなかった部分が大きかったのではないのでしょうか。

今までは「親がしつげのために子どもをたたいても許される」という認識があったと思います。当時は、親権者の懲戒権の解釈でも「世間一般に通用する体罰は許される」と言う学識経験者の意見も見受けられました。今年の四月から改正実施された児童虐待防止法や児童福祉法では、しつげのためであっても体罰そのものが法律で禁止されており、懲戒権そのものも見直しをされています。子どもも最善の利益の尊重等を謳った子どもの権利条約に沿った法整備が行われ、社会的認識の変化を促し

ています。

児童虐待相談対応件数の増加は人権意識が向上して児童虐待への認識が高まったというプラスの面も確認しておく必要があると思います。

厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」による体罰や子どもの心を傷つける不適切な行為として、次のような例をあげていますので紹介させていただきます。このような行動を禁止するだけでなく、子どもの発達や成長のためにどのような養育方法が良いのかを考えていくことが重要になると思います。

- ・口で三回注意したが言うことを聞かないので頬をたたいた
- ・大切な物にいたずらをしたので長時間、正座させた
- ・友達を殴りけがをさせたので、

子どもをなぐった

- ・他人の物を盗んだので、罰として尻をたたいた
- ・宿題をしなかったので、夕食を与えなかった
- ・冗談のつもりで「おまえなんか生まれてこなければ良かった」など子どもの存在を否定するようなことを言った
- ・やる気を出させるために、きょうだいを引き合いに出してダメ出しや無視をした

2. 相談支援体制の整備

以前は法律や相談体制の整備も十分できていなく、虐待を警察に相談しても家庭内のことは民事不介入になるので対応でき難い状況にありました。児童相談所においても虐待の相談には応じることができて、家庭に介入して虐待を受けている子どもを分離して保護

していくことは非常に難しい状況にありました。虐待を通告しても子どもの立場に立った受け入れ体制が整っていないからです。

児童相談所は、非行児童等の処遇において児童福祉施設等への入所が適当と判断しても親権者が施設入所に同意しない場合に、家庭裁判所に親権の一時停止（児童福祉法第28条）を申し立てて承認を得た上で施設入所を行ったり、親権喪失を求めることができる民法上の権限が与えられています。しかし、法整備が整っていない中で申し立てを行っても家庭裁判所の承認を得られない場合もあり、手続き上の煩わしさも伴って、あまり活用されていない状況にあります。

現在では児童相談所に弁護士や精神科医等の専門職の配置が進んでおり、児童虐待の処遇において

も子どもの最善の利益を考えながらより専門的で子どもの立場に立った処遇がやりやすくなっています。最近では一時保護による子どもの身柄保全や児童福祉法28条による施設入所及び新たに設けられた最長二年間の親権停止制度も活用されるようになってきました。

また、平成二十年の児童虐待防止法改正で、児童相談所に「出頭要求や臨検・捜査」、「面会制限や接近禁止命令」、「警察官の立ち会い要請」等の役割や権限が与えられました。児童相談所の運営指針の中に児童虐待の通告を受けた場合に、「48時間以内の安全確認」の義務も付け加わりました。

児童相談所は虐待を行う保護者に対して、介入しての指導や司法を介して行う保護者からの該当児童の分離保護等がやりやすく

なっています。

通告や相談先としても、児童相談所だけでなく市町村や福祉事務所をあげております。今後、社会的養護（施設養護や里親による家庭的養護）を担う児童相談所と子育て支援事業を担う市町村が輻輳的に連携して、子どもや家庭を支援していくことを期待しています。

市町村を通告先としているのは地域の身近な相談機関としての期待からであり、「要保護児童対策地域協議会」の活動の充実が重要になってくると思います。

福祉事務所を通告先としているのは、生活保護による経済的支援や母子生活支援施設への入所支援などの生活基盤を整えることが必要な家庭事例が多いからだと思えます。

子どもを中心に据えた相談支援

体制の整備が整ってきていることも児童虐待相談対応件数の増加の受け皿として重要な役割を果たしています。

3. 親としての育ちの問題

虐待を行う保護者との面接では、子どもへの養育知識や養育技能が身についていない人が多いことに気づかされます。

下のきょうだいの面倒を見る機会など、小さい子どもに接する機会が少なくなってきました。実子を産んではじめてこどもの養育に関わり、どのように養育すれば良いのかを困っている方も多いようです。虐待は子どもとの関係での介入の加減や対処の仕方の問題から生じています。背景には親自身の子どもの時代からの人格形成での問題もあるように思います。

最近では少子化の影響や塾通いな

どにより、子ども同士が自由に群れ合うことが少なくなり、対人関係の対応の仕方が身につかないまま大人になる人が多いようです。

子ども同士がぶつかり合い、心と体の痛みや葛藤体験を通して対人関係での対応の仕方を学んでいくのだと思いますが、そのような体験をしないまま親になり、子どもとの関わり方に困ることが多くなってきました。子どもの要求に合わせた対応ができずに、親の要求に合わせてくれない子どもを攻撃してしまう人が多くなっているようです。

4. 日本の育児文化の問題

日本の文化は、世間や周囲の状況に合わせて行動することを基準としてなり立っていたように思います。子育てにおいても、自分の主体的な考え方よりも周りのやり

方（世間）にあわせて養育をすることが主流であったと思います。世間は個人の考え方や人権を束縛する側面がありますが、虐待などの逸脱した行為を抑制する働きもありました。

同和運動の取り組みを経験した中で、不合理な世間の考え方を改善していく働きかけを行ったことがあります。例えば「今日は仏滅だからお見舞いに行ってはいけません。」という根拠がない因習を改善していこうという取り組みなどです。おかげで世間にとらわれな

いで生活がしやすくなったのも事実ですが、自分勝手な都合で行動する私事化（ミーイズム）が多くなってきたと言われています。加えて国際化や情報化の中でいろいろな子育ての考え方や方法が入ってきました。井戸端会議などの隣近所で愚痴を言い合って発散



したり、子育ての情報を整理する機会が少なくなりました。近隣や地域社会で子育ての大変さを理解し合ったり、対応の仕方を共有する機会が少なくなり、子育てに困っているのに相談できない孤立した家庭が多くなったような気がします。

地域での交流を通して育児の方法を学ぶ機会が少なくなり、孤立した中で不適切な育児文化が形成

されて虐待に繋がるリスクを高められているように思います。

人権文化や適切な子育て文化が定着する過渡期の現象として児童虐待が増加しており、子育てのあり方が問い直されているようにも考えます。

周囲の人や社会の支えがしつかりしている、ゆとりや自信をもった子育てができるようになるものだと思いますので、市町村レベルでの子育て支援体制の整備が重要になると思います。

5. ストレスを受けやすい社会

社会が複雑化していく中で大気汚染や災害などの環境要因、家庭や職場での人間関係や転職・転居などの社会的・心理的要因、病気や過労などの身体的要因などによるストレスを受ける機会が多くなっています。今回の新型コロナウイルス

ウイルス感染予防も大きなストレスとなっていてと思います。加えて親としての育ちの問題の所で述べたように葛藤体験の乗り越え方を身につけていないためにストレスに弱い人が多くなったようです。

ストレスへの発散や対処の仕方が身についていないと、自信やゆとりがない中で被害感情への過剰防衛としてのストレスが攻撃に変わる傾向があります。

子どもへの適切な対応の仕方がわからないと、ストレスの度合いが高い親は子どもの要求を押しこめ込む形で虐待につながる場合が多くなると思います。

6. 経済的困窮等生活基盤の弱い家庭

平成二十三年度に和歌山県の児童相談所にお問い合わせを行っ

た施設入所措置児童68件の背景にあるものを担当職員に聞いたところ、経済的不安・貧困理由が25.7%と最も高い比率でありました。経済的に追い詰められて生活していくことが精一杯である、子どもへのケアが十分できないことは予想がつきますが、貧困の問題は結構高い割合で虐待との関連があるようです。

マズローは欲求階層説を唱え、次のような段階を追って欲求が達成して行くものであると言っています。最下層に生理的欲求（食事などの最低限の生活ができてくるか）↓安全の欲求（戦争や災害などから身を守れているか）↓所属と愛情の欲求（家族や職場などの集団に受け入れてもらえているか）↓自尊と尊敬の欲求（自分も他人も認め合えるか）↓自己実現の欲求（目指している欲求に立ち

向かっていけるか）へと進んでいくと言われていました。特に「誰かに認めてもらえている」という所属と愛情の欲求が重要であります。下層の欲求が満たされてはじめて達成欲求（頑張れる力）が形成されると言っています。

児童虐待を予防して行くには、下から順番に欲求が達成できるような支援が求められます。特に経済的な生活支援は生きるための最低限の欲求であり、虐待防止のために福祉事務所等との連携した取り組みが必要な事例が多いと思います。

7. 家庭養育機能の変化による課題

（1）核家族化の進展

核家族やひとり親家族が多くなり、家族数が減少してきています。若者が都市に集まる現象からだけでなく、世代間等での対人関係の

葛藤を避ける現象も核家族化を増加させてきているようです。

核家族家庭には、祖父母等からの介入が少なく両親による育児方法が優先できる利点はあると思います。しかし、現実的には子育ては大変な苦勞が多く、祖父母等からの経験に基づいた子育ての知恵袋や直接的な育児支援が必要になることも多いと思います。

相談できるところがなく養育知識や養育方法がわからずに虐待になっってしまう事例が多くあります。

核家族と反対に複数の世代が同居する家族のことを「拡大家族」と言います。サザエさんの家族がその代表的な拡大家族になると思います。サザエさんはタラちゃんの母親として、マスオさんの妻として、カツオ君やワカメちゃんの姉として、波平さんとフネさんの

娘として、いくつもの役割をこなしています。てんやわんやしなからも風通しが良い家庭でみんなが協力し合っています。サザエさんも多くの家族やその周りの人たちの支援を受けながら子育てをしており、タラちゃんも色々な人々との交流の中で豊かに成長していくものと思います。

最近では、両親と子どもがいる核家族の家のすぐ近くに祖父母の世帯があり、協力し合うことができます。「修正拡大家族」が増えて来ているようです。両親が仕事に行っている間に保育所に預けている子どもに発熱があつて帰宅要請があつたとき、子どもを迎えに行つて預かってもらえることなどの援助を受けることができます。

対人的葛藤を避けて核家族志向が強いようですが、拡大家族や修正拡大家族の良さも確認いただき

たいと思っています。

また、祖父母等からの支援が困難な家庭に対しては、市町村には多くの子育て支援施策が設けられております。相談機能やファミリーサポートセンターなどによる育児支援が充実してきていますので積極的に活用していけば子育ての負担も少なくなると思います。

(2) 母親の就労機会の増加

子育てを行いながら仕事をしている母親も増加しています。仕事のストレスと育児のストレスが重なつて大変苦勞している方も多いと思います。日本では母親による虐待が最も多く、このようなストレスが虐待に繋がっていると考えます。

ライフワークバランスの改善や父親の家事・育児への参加促進がもっと検討されて良いと思いま

す。

また、育児の負担を少なくするために、学童保育などの市町村が行う子育て支援事業を積極的に活用して、この事業を充実させていくことが重要になると思います。

(3) 離婚の増加

近年、離婚家庭が増加しています。離婚に伴うストレスは非常に大きく両親ともに心理的傷つきを体験すると思いますが、両親の関係を観ている子どもの傷つきも大きいものがあります。子どもは両親の離婚の原因は自分にあると思つていたり、両親が離婚するのであれば自分は生まれてこなかった方が良かったと思つている子どもに出会うことも多いです。

ひとり親家庭による子育ても苦勞が多いと思いますが、再婚した継父等からの酷い虐待を多く見か

けることも気になる現象です。

離婚家庭への心理面も含めた支援体制の充実も重要な課題になると思っております。

(4) 母性的機能と父性的機能の低下

子どもが健全に育って行くには受容的な母性的機能が重要となりますが、それを支える枠組みとしての父性的機能がしっかりと機能していることも重要になると考えます。

以前は父親が外で働くことから外部社会の情報を持ち帰ることが多く、しつけや生き方の方向性を示してくれる父性的役割を果たしていたと思います。母親は家庭にいて子どもや父親の帰りを待ちながら受容的に学校での出来事等をじっくりと聞いてくれる母性的役割を果たしていたと思います。

今は共働きが多く、母親も外部

社会の情報を持ち帰り、父性的な機能を発揮し始めています。情報が多くなると混乱が生じてしっかりとした養育の枠組み(守りとしての父性機能)が弱くなります。細かな枠組みが多くなるので、子どもにとっては受容が少なくなりま

す。そして両親ともに職場のストレスを持ち帰り、子どもの話をじっくり聞く余裕がなくなってきたりするようです。このような現象から子育てに最も必要と言われる受容的な母性的機能が家庭に乏しくなってきたるように思います。

8. 虐待が生じやすい三つの構図

(1) 人格の脆弱性とストレスによる虐待

虐待を行う親には低い自己評価・孤立・無知などの人格の課題(ガソリン)を持っている場合が

多く、それにストレス(マッチ)が加わったときに虐待に発展するという構図が最も多いように思います。

従って親を孤立化させずに養育への知識や技術を高める施策や相談支援による心理面でのストレスへの対応力を高めていく必要があると考えます。

(2) 現実の子ども像と期待する子ども像とのギャップ

もう一つの構図は親の期待が大き過ぎて、子どもの能力を超えて親の期待に無理矢理合わせることから生じる虐待があります。高いレベルの資格を取るために勉強することを強要されて、期待に応えられずシェルターに逃げ込んできた子どもがいます。

この構図で最も多いのが発達障害への対応です。発達障害は目に



見えない障害であり、障害受容が非常に困難であります。繰り返し教えても同じ問題行動を行う子どもに、「なぜ普通の子どもと同じことができないのか」といらだつことが多くなります。結果として体罰などに発展することが多い現象を多く見てきました。

親のストレスを受け入れながらも、個々の子どもの能力や特性への理解をしてもらい、子どもの特

性に応じた養育方法を個別的に支援していくことが必要になると思います。

発達障害は自分の考え方や行動の仕方にこだわりが強い特性がありますので、介入してくる親に対して「親から虐待を受けている」と訴える子どもが非常に多かったです。

虐待防止の一つの側面として、発達障害などの人格特性が強いためにかかると子どもがいる家庭への支援を強化していくことが重要になると思います。

(3) 幻の子ども像による虐待

もう一つは親自身が虐待を受けてきた経験があり、虐待を世代間で伝承していく構図であります。このような親は子どもに対応するときに子ども時代に受けた理不尽な仕打ちを急に思い出して(フ

ラッシュバックのように生じる親自身の幻の子ども像)、その不安や憤りを衝動的に自分の子どもに向けてしまうという現象であります。

虐待という不適切な養育の仕方を受け続けてきた子どもは適切な養育の仕方を学んできていません。子育ての困難さに追い詰められたときに、どうしても自分の親の行動がモデルになるようです。一時的にでも親からの分離が必要な場合が多く、その後も親子再統合へ向けた綿密な支援プログラムが必要になると思います。

子どもには「安心できる居場所」と「信頼できる人間関係」を提供することにより、トラウマの回復を図る必要があります。親自身にも強い慢性的なトラウマ症状がありますので、個別的で濃密な心理的支援が必要になると思います。